

最高裁秘書第 66 号

令和 4 年 2 月 7 日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



司法行政文書の開示についての通知書

令和 3 年 11 月 2 日付け（同月 4 日受付、第 030681 号）で申出がありました司法行政文書の開示について、下記のとおり情報を提供することとしましたので通知します。

記

1 提供する司法行政文書の情報等

令和 3 年 10 月 22 日付け最高裁判所事務総局家庭局第一課長書簡抜粋（片面で 5 枚）

2 提供の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室） 電話 03（3264）5652（直通）

家事調停事件におけるウェブ会議の活用に向けた中間取りまとめ

令和3年10月18日

民事司法の在り方に関する 法曹三者連絡協議会家事WG

1 中間とりまとめの趣旨

本WGの令和3年3月18日付け「家事事件手続のリモート化の推進について」（以下「3月取りまとめ」という。）にもあるとおり、社会や家族の有り様の変化に伴い、家事事件手続に対する国民の期待はますます高まっており、引き続き国民の期待に応えていくためには、利用者目線に立ち、手続をより一層利用しやすいものとしていくことが望まれる。家事事件手続のIT化の一つの核を成すというべきウェブ会議を活用した手続の在り方の検討も、このような視点で進められなければならない。

本WGでは、家事調停手続を利用する当事者に安心してウェブ会議を活用してもらうために、ウェブ会議の利用によって生じ得る課題や考えられる対応策について検討を進めてきたところ、今般、その検討結果を中間的に取りまとめることとした。

現在、東京、大阪、名古屋及び福岡の各家裁において、令和3年度中にウェブ会議を利用した家事調停手続の試行を開始することに向けて検討・準備が進められているところ、本取りまとめで取り上げた課題やその対応策は、これらの検討・準備における議論の素材ともなり得るものと考えられる。今後、実際の事件での試行を通じて、家事調停手続におけるウェブ会議の活用の在り方に関する検討が進められていくものと想定されるが、こうした検討過程でこれらの課題に関する議論が更に深まっていくことが期待される。

2 本人確認の在り方

(1) 課題

当事者に安心して家事調停手続に参加してもらうためには、ウェブ会議を利用して期日に参加する当事者（以下「ウェブ参加当事者」という。）のなりすましを防止する必要がある。

その防止策として本人確認を実施することが有用であるが、その方法については、ウェブ会議の方法により実施される期日（以下「ウェブ会議期日」という。）においては、対面で実施される場合に比して、なりすましを行うことへの心理的な抵抗感が小さくなり得ることや、映像の画質によって確認の精度が異なり得ることなど、ウェブ会議特有の事情があると考えられるところから、そのような事情も踏まえつつ、なりすましのおそれがある具体的な

場面を想定した上で、本人確認を確實に実施するための方策を検討する必要がある。

なお、本人確認の方法に関連して、その実施内容を記録上で事後的に確認できるようにすることについても検討することが考えられる。

(2) 考えられる対応策の例

- ウェブ会議期日の冒頭に、当事者であるとしてウェブ会議を利用し期日に参加しようとする者に、①(顔写真付きの)身分証明書等を画面上に示してもらう、あるいは、②記録に現れている情報で通常第三者が知り得ないと考えられるもの(本籍地、実父母の氏名、子の氏名・生年月日等)等を述べてもらうといった方法により、本人確認を行う。
- 当事者が裁判所に出頭する機会を利用して本人確認を行う(初回の期日については裁判所への出頭を求めて対面の手続を実施することとし、2回目以降の期日においてウェブ会議期日を実施するといった慎重な手続を踏むことが望ましいとの意見があった。)。

3 非公開性の担保のための方策

(1) 録音・録画等について

ア 課題

非公開である家事調停手続の期日においては、当事者のプライバシーに係る情報が取り扱われることが多く、調停委員会と当事者との間のやり取りの内容や裁判所に提出された資料が外部に流出するおそれがあると、当事者が安心して手続を利用できなくなるほか、調停委員会と当事者との間の信頼関係の醸成等にも支障が生じかねない。

期日がウェブ会議の方法により実施される場合は、ウェブ参加当事者において、ウェブ会議に使用するデバイス等を利用して期日におけるやり取り等の録音・録画等をすることが技術的に容易であるほか、面前に調停委員がいないことから、対面で実施される場合に比して、録音・録画等への心理的な抵抗感が小さいと考えられることも踏まえて、録音・録画等を防止するための方策や録音・録画等がされた場合の対処方法を検討する必要がある。

イ 考えられる対応策の例

- ウェブ会議期日に先立って、当事者に対し、手続が非公開であり録音・録画等が禁止されている旨を記載した文書を交付して注意喚起をする。
- ウェブ会議期日に先立って、調停委員会において、録音・録画等が確認された場合の措置(当該期日の打ち切り、事後のウェブ会議の利用

禁止等)について方針を定めた上で、その方針を当事者にも伝えておく。

- ウェブ会議期日の冒頭に、調停委員会から、当事者に対し、手続が非公開であることの意味や趣旨を説明し、録音・録画等が禁止されている旨の注意喚起をする。
- ウェブ会議期日では、(録画等による外部流出を防ぐため)当事者の提出したプライバシーへの配慮が必要な資料(非開示を希望する資料を含む。)が画面上に映らないように配慮する。

(2) ウェブ参加当事者の参加場所について

ア 課題

裁判所への出頭負担の軽減による当事者の利便性の向上という観点からは、当事者が自宅のほか、勤務先等からもウェブ会議を利用して期日に参加できるようにすることが望ましい。

もっとも、ウェブ会議の接続先の場所(以下「参加場所」という。)の周囲の環境によっては、ウェブ会議上の映像・音声等を通じて当事者のプライバシーに係る情報が第三者に漏れる可能性があることから、当事者が安心して手続に参加できるよう、参加場所が、非公開性が適切に担保される相当なものかどうかの検討が必要となる。

なお、当事者の参加場所に関連して、DV事案等においてウェブ会議期日が実施された場合の接続情報の記録の在り方についても検討すること必要となる。

イ 考えられる対応策の例

- 参加場所としての相当性の判断は個別の事情を踏まえて行う必要があるが、とりわけ自宅以外の場所については、調停委員会において、ウェブ会議の利用を求める当事者から参加場所に係る具体的な状況を事前に聴取した上で、相当性を慎重に判断する(なお、ウェブ会議の利用を求める当事者の参加場所は、その相手方当事者の関心事項ともなり得るため、裁判所がウェブ会議の利用を求める当事者から参加場所を事前に聴取した上で、これを相手方当事者にも伝え、その意見を聴取する機会を設けることが望ましいとの意見もあった。これに対しては、例えばDV事案等では、相手方に参加場所を秘匿することを希望する当事者もいることから、上記のような運用を行うことについては慎重な検討が必要であるとの意見があったほか、期日の直前にウェブ会議の参加場所の変更が必要となる場合もあり得ることに鑑みると、円滑な手続期日の進行を阻害する可能性もあるとの指摘があった。)。

- 参加場所の相当性の判断の在り方については、試行を通じた事案の集積を待って更に検討する必要がある（参加場所としての相当性を検討する手がかりとなるよう、想定される参加場所を類型化して例示したガイドラインを作成することが望ましいという意見もあった。）。
- ウェブ会議期日の冒頭に、調停委員会において、ウェブ会議の映像を通じて参加場所の周囲の状況を確認する。

(3) 不適切な第三者の在席等について

ア 課題

ウェブ参加当事者が在席する参加場所に、調停委員会から在席の許可を得ていない第三者（ウェブ参加当事者の親族を含む。）が存在する場合には、非弁活動を含め不当な介入が行われるおそれがある。また、ウェブ参加当事者と同居する子に調停におけるやり取りを聴かれてしまうと、子の年齢や心身の状況等によっては、子の福祉を害する等の不適切な結果を生じることも考えられる。このようなウェブ参加当事者の参加場所における不適切な第三者の在席等を防止する観点からは、調停委員会からウェブ参加当事者に対する許可を得ていない第三者の在席が禁止されていることの周知の在り方や、ウェブ参加が適切な場所、方法において行われることを担保するために執り得る措置等を検討する必要がある。

イ 考えられる対応策の例

- ウェブ会議期日に先立って、調停委員会から、当事者に対し、期日中は当事者本人及び手続代理人以外の第三者がウェブの接続先の参加場所に在席することが禁止されている旨を記載した文書を交付する。上記禁止について、ウェブ会議期日の冒頭に、調停委員会から、当事者に対し、改めて注意喚起する。
- ウェブ会議期日に先立って、調停委員会において、第三者の在席が確認された場合の措置（当該期日の打ち切り、事後のウェブ会議の利用禁止等）について方針を定めた上で、その方針を当事者にも伝えておく。
- ウェブ会議期日の冒頭に、調停委員会において、ウェブ会議の映像を通じて参加場所に第三者が在席していないこと及び第三者が調停におけるやり取りを容易に聴取できない場所であることを確認する。
- ウェブ会議で使用するアプリケーションの仮想背景機能については、ウェブ会議期日の冒頭に、調停委員会から、ウェブ参加当事者に対し、第三者の不在を確認する際には当該機能を使用しないよう告げる。また、期日中、調停委員会において、必要があると判断した場合には、ウェブ参加当事者に対し、当該機能の使用をやめるよう指示する。

4 調停委員会において配慮すべき事項等

(1) 課題

従前、ウェブ会議の利用について、裁判所に出頭した場合と比べて不利に取り扱われないか不安である、また、自らの発言が、調停委員会に的確に伝わっているかを知ることで、当事者は安心感を得られるなどの指摘があった。

こうした指摘も踏まえると、調停委員会において、当事者が、ウェブ会議を利用して期日に参加する場合も、裁判所に現実に出頭した当事者と同等に取り扱われていると感じられるような調停運営上の工夫を検討していく必要がある。

(2) 考えられる対応策の例

- 調停委員会から、ウェブ参加当事者に対し、ウェブ会議が切断された時間帯に行われた手続の内容を丁寧に説明する。
- ウェブ参加当事者の利用するデバイスの画面上において、家庭裁判所の調停室に在席している調停委員や家庭裁判所調査官が的確に判別できるよう、配席やカメラの位置を工夫する。

5 ウェブ会議の特質を踏まえた活用場面の検討

3月取りまとめでは、電話会議やテレビ会議の利用に適した場面について、利用目的、事件の性質・内容、手続の進行段階等の各視点に着目した整理をしていた。ウェブ会議については、お互いの表情や反応といった非言語情報が交換可能である点では、テレビ会議と共通するように考えられるが、他方で、ウェブ会議期日への参加については、テレビ会議と異なり、必ずしも裁判所に出頭する必要がない点や、当事者に機材の準備や通信料金の負担が生じる点などで相違があると考えられる。

そこで、このようなウェブ会議の特質も踏まえた上で、上記の各視点にも着目しつつ、ウェブ会議の有効な活用場面や、他のリモート化の手段（電話会議、テレビ会議）との使い分け等を検討していく必要があるものと考えられる（併せて、ウェブ会議を利用した家庭裁判所調査官による調査の在り方なども検討される必要があろう。）。

以上